

県政150周年記念事業ロゴマーク 使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県政150周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において、ロゴマークとは、県政150周年記念事業を県内外に情報発信するために、兵庫県が作成したロゴマークをいう。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、兵庫県に帰属する。

(使用届の提出)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、本規定の内容を承諾したうえで、すみやかに様式に定める県政150周年記念事業ロゴマーク使用届（以下「使用届」という。）を兵庫県県政150周年記念事業室長（以下「県政150周年記念事業室長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の場合には、使用届の提出を省略することができる。

- (1) 兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 兵庫県内の学校等が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が営利を目的とせず個人の発信するブログ、SNS等において使用するとき。
- (5) その他、県政150周年記念事業室長が適当と認めたとき。

(成果物の提出)

第5条 使用者は、すみやかにロゴマークを使用した成果物について1部を県政150周年記念事業室長に提出しなければならない。

- 2 前項の成果物は、写真の提出により代えることができる。

(使用の禁止)

第6条 使用者は、使用目的が次のいずれかに該当する場合には、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 兵庫県の信用及び品位を害する恐れのあるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (4) 自己の商標とする等、独占的に使用し、又は使用する恐れのあるとき。
- (5) その他、県政150周年記念事業室長が不適當と認めるとき。

2 県政150周年記念事業室長は、使用届の内容及び使用実態について、適当でないと認めるときは、使用者に対しその使用の中止や成果物の回収を求め、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に記載した目的にのみ使用すること。第4条ただし書きにより届出を免除される場合には、当該各号以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用期間)

第9条 ロゴマークの使用は、平成31年3月31日までの期間とする。

(使用実績の公表)

第10条 使用者は、兵庫県がロゴマークの使用実績について、使用者名、使用目的等を公表することを了承するものとする。

(損害の補償)

第11条 ロゴマークの使用によって発生した損害または損失について、県政150周年記念事業室長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、県政150周年記念事業室長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月12日より施行する。